

## 岡山大学評価センター運営委員会内規

〔平成18年6月8日〕  
学 長 裁 定

改正 平成19年3月20日

平成20年3月24日

平成22年4月 1日

平成24年4月20日

平成29年3月31日

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学評価センター規程（平成16年岡大規程第97号）第10条第2項の規定に基づき、岡山大学評価センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項等)

第2条 運営委員会は、岡山大学評価センター（以下「センター」という。）に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 センターの業務及び運営に関する重要事項
- 二 その他センター長が必要と認める重要事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 専任教員
- 四 兼任教員
- 五 総務・企画部総務課長
- 六 情報マネージャーのうち、センター長が指名する者
- 七 その他センター長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会の会議を主宰し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副センター長がその職務を代理する。

(委員会の成立等)

第5条 運営委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くこ

とができる。

(専門部会)

第7条 運営委員会に、センターの業務に関する専門的事項を調査研究する専門部会を置く。

2 専門部会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- 一 第3条に定める委員のうち、センター長が指名する者
- 二 その他センター長が必要と認めた者

3 専門部会に関し、必要な事項は別に定める。

(ワーキンググループ)

第8条 運営委員会に、センター長が必要と認めた場合は、特定事項を一時的に検討するワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、次の各号に掲げる者で構成する。

- 一 第3条に定める委員のうち、センター長が指名する者
- 二 その他センター長が必要と認めた者

3 ワーキンググループに関し、必要な事項は別に定める。

(事務)

第9条 運営委員会の事務は、総務・企画部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、運営委員会に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この内規は、平成18年6月8日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月 1日から施行する。